

# 世田谷区児童相談所虐待等対応支援員

## (会計年度任用職員) 募集要領

### 1. 職務内容

- (1) 児童相談所における児童虐待等に係る調査、統計等に関すること。
- (2) 児童相談所における児童虐待通告等の対応、初動調査、立入調査、臨検・捜索に関すること。
- (3) 児童相談所における児童虐待事案等に係る家庭訪問の同行、保護者面接の同席に関すること。
- (4) 一時保護状請求に関すること。
- (5) その他児童虐待等対応業務に関し、所属長の指示する事項

### 2. 応募資格

以下の要件の全てを満たす者。

- (1) 次のアからコまでのうち、いずれかに該当する者。

ア 児童福祉司の任用資格を有する者

イ 児童指導員の任用資格を有する者

ウ 社会福祉士の資格を有する者

エ 保育士の資格を有する者

オ 保健師の資格を有する者

カ 社会福祉主事の任用資格を有する者

キ 児童委員としての活動経験を有する者

ク 家庭相談員として従事した経験を有する者

ケ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において心理学、教育学、社会学もしくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

コ その他アからケまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

- (2) 児童相談所虐待等対応支援員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者

- (3) 職務に意欲のある者

※ 地方公務員法第16条等で選考を受けることができないとされている方(3頁参照)は応募できません。

### 3. 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年6月1日～令和9年3月31日

※ 勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。

- (2) 勤務日数 月16日

勤務時間 1日7時間

ア 午前8時30分から午後4時30分まで(うち休憩時間1時間あり)

イ 午前9時15分から午後5時15分まで(うち休憩時間1時間あり)

※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当(相当する報酬)を支給します。

- (4) 勤務場所 児童相談所(世田谷区松原6-41-7)
- (5) 報酬
  - ・ 月額報酬(予定) 218,259円 (地域手当相当分含む。)
  - ・ 期末・勤勉手当 一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給  
 ※ 常勤職員の給与制度の改定に応じて、変更する場合があります。
  - ・ 交通費別途支給(月額上限55,000円)
- (6) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
- (7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (8) 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)
- (10) その他
  - ① 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。
  - ② 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4. 募集人数

1名

5. 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接 (令和8年5月8日(金)予定)

6. 選考結果

第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。令和8年5月1日(金)を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

7. 申込方法

郵送申込または持参申込。区のHPからオンライン手続きもできます。

【提出書類】 ※郵送申込または持参申込の場合

- ① 世田谷区児童相談所虐待等対応支援員選考申込書兼履歴書(添付ファイル)
- ② 世田谷区における勤務経歴等確認票(添付ファイル)
- ③ 資格者証や卒業証明書等、応募資格を確認できる証明書(写し)

※ 提出書類は返却しません。

【提出先】

〒156-0043 東京都世田谷区松原6-41-7 世田谷区児童相談所児童相談課管理係

【期間】

郵送申込、 オンライン 手続き	令和8年4月13日(月)～令和8年4月28日(火)【必着】
持参申込	上記郵送申込期間の月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)。

【お問い合わせ先】

世田谷区児童相談所児童相談課管理係

担当:角田・山田・山本

〒156-0043

世田谷区松原6-41-7

電話:03-6379-0697